令和７年１１月２８日（金）

１　日　目

（条例・補正予算等上程審議、質疑・討論・一部採決、委員会付託）

令和７年１１月２８日～１２月９日

町議会定例会会議録

令和７年１１月２８日第５回上三川町議会定例会は、上三川町役場議場に招集された。

１．応招議員は、次のとおりである。

第１番	隅内　和男	第２番	松本　信明
第３番	鶴見　典明		
第５番	上村　康幸	第６番	篠塚　啓一
第７番	志鳥　勝則	第８番	海老原友子
第９番	勝山　修輔	第10番	津野田重一
第11番	田村　　稔	第12番	稲見　敏夫
第13番	小川　公威	第14番	稲川　　洋

２．出席議員は、次のとおりである。

第１番	隅内　和男	第２番	松本　信明
第３番	鶴見　典明		
第５番	上村　康幸	第６番	篠塚　啓一
第７番	志鳥　勝則	第８番	海老原友子
第９番	勝山　修輔	第10番	津野田重一
第11番	田村　　稔	第12番	稲見　敏夫
第13番	小川　公威	第14番	稲川　　洋

３．欠席議員

なし

４．職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長　大山　光夫　　書記（総務係長）　山崎　圭美

書記（主事）　石川　雄大

５．執行機関より出席した者は、次のとおりである。

町　　長	星野　光利	副 町 長	和田　裕二
教 育 長	増渕　　忍	総務課長	星野　和弘
企画課長	柴　　光治	税務課長	信夫　一行
住民課長	髙橋　文枝	地域生活課長	沢邉　　孝
健康福祉課長	海老原昌幸	子ども家庭課長	浜野　知子
農政課長兼農業委員会事務局長	松本　勝彦	商工課長	保坂　武志
都市建設課長	鈴木　伸司	建築課長	星野　敏克
上下水道課長	猪瀬　保夫	会計管理者兼会計課長	日野　妙子
教育総務課長	佐藤　史久	生涯学習課長	深谷　　昇
デジタル推進室長	田仲　進壽		

６．本会議の事件は、次のとおりである。

日程第１　　会議録署名議員の指名
日程第２　　会期の決定
日程第３　　議案第70号　上三川町議会議員及び上三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
日程第４　　議案第71号　上三川町都市計画税条例の一部改正について
日程第５　　議案第72号　上三川町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第６　　議案第73号　上三川町立小学校及び中学校施設の開放に関する条例の一部改正について
日程第７　　議案第74号　上三川町障がい者等支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第８　　議案第75号　児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第９　　議案第76号　上三川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第10　　議案第77号　上三川町企業誘致等条例の一部改正について
日程第11　　議案第78号　栃木県市町村総合事務組合規約の変更について
日程第12　　議案第79号　和解について
日程第13　　議案第80号　上三川ふれあいの家ひまわりの指定管理者の指定について
日程第14　　議案第81号　上三川町こども発達支援センターの指定管理者の指定について
日程第15　　議案第82号　令和７年度上三川町一般会計補正予算（第４号）
日程第16　　議案第83号　令和７年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
日程第17　　議案第84号　令和７年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
日程第18　　議案第85号　令和７年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第19　　議案第86号　令和７年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）
日程第20　　議案第87号　令和７年度上三川町水道事業会計補正予算（第１号）
日程第21　　議案第88号　令和７年度上三川町下水道事業会計補正予算（第２号）

午前１０時００分　開議

○議長【稲川　洋君】　皆さん、御起立願います。

（全員起立）

○議長【稲川　洋君】　おはようございます。

（議員・執行部　一同礼）

○議長【稲川　洋君】　御着席ください。

令和７年第５回上三川町議会定例会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、条例改正などの重要案件が提出されております。議員各位には慎重に審議を尽くされ、町民の負託に応えられますよう御期待いたします。また、議会運営につきましても御協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただ今から令和７年第５回上三川町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

ただ今の出席議員数は１３人です。

○議長【稲川　洋君】　日程に入る前に諸般の報告をいたします。

議会事務局長に報告させます。議会事務局長。

○議会事務局長【大山光夫君】　それでは、諸般の報告をいたします。

まず、監査関係では、例月現金出納検査結果が、令和７年８月分から１０月分までの３カ月分、及び令和７年１０月に実施されました定例監査結果報告書が提出されております。

また、組合議会関係では、令和７年第３回小山広域保健衛生組合議会臨時会審議結果が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長【稲川　洋君】　諸般の報告内容につきましては、お手元に配付の資料のとおりであります。

日程に入ります。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【稲川　洋君】　日程第１、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、９番・勝山修輔君、１０番・津野田重一君を指名いたします。

○議長【稲川　洋君】　日程第２、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会で慎重に審議され、お手元に配付のとおりであります。

会期日程案について、議会運営委員長の報告を求めます。８番、議会運営委員長、海老原友子君。

（８番・議会運営委員長　海老原友子君　登壇）

○８番・議会運営委員長【海老原友子君】　本日招集されました令和７年第５回町議会定例会の会期・運営につきまして議長より諮問され、１１月６日、２１日に議会運営委員会を開き協議をいたしました

ので、その結果について御報告いたします。

本定例会に執行部から付議された案件は、議案１９件、一般質問通告者は６人であります。

会期につきましては、本日１１月２８日から１２月９日までの１２日間といたしました。

１日目の本日は、会期等の決定後、議案の全てを上程し、議案第８２号から議案第８８号の補正予算につきましては、委員会付託を省き、提案理由の説明後、全体質疑・討論を行い、本日の採決をお願いいたします。

議案第７０号から議案第８１号につきましては、提案理由を説明後、質疑を行い、所管の常任委員会に付託し審査をお願いいたします。なお、付託する委員会は、お手元の付託案件一覧表のとおりであります。

２日目、３日目は休会といたします。

４日目、５日目は一般質問をくじで決定した順により６人が行います。４日目４人、５日目２人といたしました。

６日目は休会といたします。

７日目、８日目は常任委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。なお、委員会の開会は午前９時でお願いいたします。

９日目から１１日目は休会といたしますが、１１日目は常任委員会の審査結果報告書の作成日といたしますので、委員長は報告書の取りまとめをお願いいたします。

１２日目を最終日とし、委員長より付託案件の審査結果報告をいただき、質疑・討論・採決を行い、全議案を議了したいと思います。

また、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についても採決をお願いいたします。

なお、諸般の都合で日程に変更があった場合は、議長において取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、議会運営委員会委員長としての報告を終わりにいたします。

○議長【稲川　洋君】　お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から１２月９日までの１２日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　異議なしと認めます。したがって、会期は本日から１２月９日までの１２日間と決定いたしました。

○議長【稲川　洋君】　日程第３、議案第７０号「上三川町議会議員及び上三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今上程になりました議案第７０号「上三川町議会議員及び上三川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担について、このたび公職選挙法施行令の改正により国政選挙の基準の限度額が引き上げられたことを踏まえ、町議会議員及び町長の選挙

における選挙運動用ビラ及びポスター作成に係る公費負担の限度額を改定するため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川　洋君】　提案理由の説明が終わりました。

これから質疑に入るわけですが、質疑の後、本議案についてはお手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託しますので、質疑の内容については努めて基本的な事項としてください。

なお、所属する委員会の内容につきましては、委員会において質疑をお願いいたします。

また、以降の議案においても、委員会に付託する議案に係る質疑については、同様の取扱いをお願いいたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【稲川　洋君】　日程第４、議案第７１号「上三川町都市計画税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今上程になりました議案第７１号「上三川町都市計画税条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、都市計画税につきまして、令和２年度から条例に規定する０．２パーセントの税率に代えて、特例措置として低い税率を適用してきましたが、その期限が本年度で終了することから、引き続き特例税率を設けるため、本条例に附則を追加する改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川　洋君】　提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【稲川　洋君】　日程第５、議案第７２号「上三川町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今上程になりました議案第７２号「上三川町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、上三川町体育センターの空調設備設置に伴い、利用者に御負担いただく空調設備の使用料を規定するため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川　洋君】　提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【稲川　洋君】　日程第６、議案第７３号「上三川町立小学校及び中学校施設の開放に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今上程になりました議案第７３号「上三川町立小学校及び中学校施設の開放に関する条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、町内小中学校の空調設備設置に伴い、学校施設開放事業の利用団体に御負担いただく空調設備の使用料を規定するため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川　洋君】　提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【稲川　洋君】　日程第７、議案第７４号「上三川町障がい者等支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今上程になりました議案第７４号「上三川町障がい者等支援施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、上三川ふれあいの家ひまわりにおいて、緊急一時支援事業を実施することに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川　洋君】　提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。８番、海老原友子君。

○８番【海老原友子君】　この緊急一時支援事業なんですけれども、どのような事態を想定しているのかがまず一つで、大体緊急事態に対して何日ぐらいを予定しているのかと、その予定していた日にちよりその状況を克服するのが難しいと思ったときのその先、どのように考えてるか、三つだけ伺いたいです。

○議長【稲川　洋君】　執行部の答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

緊急一時支援事業につきましては、障がい者の介護者の方が、例えば病気であったり、入院、死亡、その他やむを得ない事由で介護ができなくなったことによりまして、障がい者の方が在宅で生活ができずに当日又は翌日に支援が必要な場合、こういった場合に一時的に施設で過ごせるための事業でございまして、短期入所施設等への移行までのつなぎとしている事業でございます。これまでですね、こういった短期入所施設までのつなぎというのは、現在、緊急時においても、その辺の移行がスムーズに行われておりまして、これまでの事業の実績というのはありません。今後、短期入所ですから、１週間程度とか、３日から１週間程度、その辺を想定はしてるんですが、現在のところ、そういった対応ができておりますので、その先というところは、また今後、含めて検討していくというか、対応していく形にはなろうかと、相談というか、その辺は調整していく形にはなろうかと思います。

以上でございます。

○議長【稲川　洋君】　他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【稲川　洋君】　日程第８、議案第７５号「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今上程になりました議案第７５号「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」、御説明いたします。

本案件は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行うため、本条例を制定するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川　洋君】　提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【稲川　洋君】　日程第９、議案第７６号「上三川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今上程になりました議案第７６号「上三川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」、御説明いたします。

本案件は、児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業、通称「こども誰でも通園制度」を令和８年度から実施するに当たり、本町における設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川　洋君】　提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。海老原友子君。

○８番【海老原友子君】　このこども誰でも通園制度は、とても今すごく皆さん気になっているところだと思うんですけど、子供が通園するに当たってですね、誰でも通園制度なので、行きたいと言えば誰でも通園できると思うんですけど、その子を受け入れるのを決めるのはどこが決めるんですか。

○議長【稲川　洋君】　執行部の答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】　ただ今の御質問にお答えいたします。

お預かりする前に、その園のほうで面接、面談を行いますので、そこでその園が受け入れられるかどうかの決定は、最終的な決定は園のほうで行うと思われます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　海老原友子君。

○８番【海老原友子君】　では、その面談、誰でも通園制度というふうな名目ですけれども、その園で面談をして、ちょっとこの子は受け入れられないなといった場合は受入れを断るということができるのかと、それから、その子供を受け入れるために、保育士さんたちはその通園制度のために保育者を増やすという形になるんですか。その二つを聞きます。

○議長【稲川　洋君】　子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】　ただ今の御質問にお答えいたします。

まず、園のほうで受け入れられない子供の場合、断るのかという御質問なんですが、今、例えば上三川町では、医療的ケア児に関しては受け入れられる園が今のところ町にはない状況です。そのようなことで、例えば医療的ケア児の申込みがあったときには、こども誰でも通園制度では受け入れられないんですが、障がいのほうのサービスのほうで御案内してお母さんたちのレスパイトであるとかに利用、活

用できるようには御案内しようかと思っております。また、保育士のほうの人数に関してですが、今、上三川町のほうで予定していますこども誰でも通園制度に関しましては、定員のところの空いている、余裕のあるところにお子さんを預かるような計画を立てておりますので、こども誰でも通園制度の専用で保育士の方を増員するということは、今のところはないと思っております。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　海老原友子君。

○８番【海老原友子君】　では、こども誰でも通園制度という名目ですけれども、一応保育園に空きがなかったら、その制度はできないという形で考えていいのかが一つと、それから、医療的ケア児というとまたちょっと話がちょっと重くというか、ちょっと変わってきてしまうんですが、発達に偏りがあるような子、いますよね。いわゆるグレーゾーンって言われている子たちなんですけれども、そういう子たちに対してはどのように考えているか。最後の質問になります。よろしくお願いします。

○議長【稲川　洋君】　執行部の答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】　ただ今の御質問にお答えいたします。

まず、空きがなければ受け入れられないのかというお話なんですが、今、もしその空きの部分に空いている以上の方が申し込まれたときには、今後、もしかするとお断りする案件も出てくることもあるかと思われます。しかし、町としましては、こども誰でも通園制度を受け入れていただける園のほうをなるべく確保しまして、そのようなことがないようには努力していきたいと思います。

また、発達に関してのお子さんに関しましては、今、各園で発達に課題があるお子さんの受入れもしていただけていますので、その発達に課題があるお子さんに関しての受入れに関して、それを理由に断るということはあまり考えられないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【稲川　洋君】　日程第１０、議案第７７号「上三川町企業誘致等条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今上程になりました議案第７７号「上三川町企業誘致等条例の一部改正について」、御説明いたします。

本案件は、町内にある事業所の継続的な操業に資する目的で実施している施設再整備奨励金につきまして、中小企業者に対する要件の緩和等を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川　洋君】　提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたしま

す。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【稲川　洋君】　日程第１１、議案第７８号「栃木県市町村総合事務組合規約の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今上程になりました議案第７８号「栃木県市町村総合事務組合規約の変更について」、御説明いたします。

本案件は、本町が加入する栃木県市町村総合事務組合に関して、令和８年４月１日から佐野市が新たに議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償事務及び非常勤の学校医等の公務災害補償事務について共同処理をすることに伴い、栃木県市町村総合事務組合規約を変更するための協議を行うことについて、地方自治法第２９０条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川　洋君】　提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【稲川　洋君】　日程第１２、議案第７９号「和解について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今上程になりました議案第７９号「和解について」、御説明いたします。

本案件は、令和５年に町立小学校の管理下において、児童間での暴力事件が発生し、令和６年５月に被害児童Ａ氏の法定代理人である保護者より、小学校の設置者である上三川町に対して、安全配慮義務を怠ったとして慰謝料請求がなされたことについて、Ａ氏の保護者と別紙のとおり和解をするため、地方自治法第９６条第１項第１２号の規定により、議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川　洋君】　提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。９番、勝山修輔君。

○９番【勝山修輔君】　今、６月にあったということは分かりました。この事件を教育委員会は事件発生からどのくらいで知ったのか、町の教育委員会に諮っているのかをお聞きしたいと思います。一つ目に。

二つ目に、事件は、児童間で何人関係していたのかが二つ目。暴力事件とはどのような事件だったのか。身体的暴力があったのか、精神的暴力があったのか。

三つ目、傷害の程度はどの程度あって、全治どのくらいあったのか。通院の医療処置はあったのかをお聞きします。

四つ目に、事件の背景に、学校内の敷地の出来事なのか、学校外なのか、今の説明では学校内というように聞いたんですが、教室の中か教室の外かをお答えください。

事件の当時、当事者以外に誰か周りにいたのか、先生とか生徒とかをお聞きしたいと思います。令和５年の暴力事件がなぜ２年後、１年半ぐらいかな、今の時点になって和解になったのか。事件の顛末が分からないと、和解金の２００万円という金額は妥当かどうか判断がつかないと思うんですが、この辺についてお聞きしたいと思います。

○議長【稲川　洋君】　執行部の答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】　ただ今の質問にお答えいたします。

まず、いつ教育委員会のほうでこの事案を把握したかということですが、令和５年の９月に把握してございます。

続きまして、教育委員会に諮っているのかということですが、こちら、議案を提出する前に教育委員会のほうには報告してございます。

あと、関係した児童が何人かということです。暴力とはどういうものかというのがありましたが、そちらについては、性的な内容が含まれた暴力ということでございます。

○９番【勝山修輔君】　聞こえないです。

○教育総務課長【佐藤史久君】　暴力の内容につきましては、性的な内容が含まれた暴力であったということです。

何人かということにつきましては、加害者、被害者それぞれ１人の合計２人でございます。

学校の敷地内なのかどうなのかということですが、こちらについては、学校の敷地内で教室の中でございます。

その場に他に誰かいたのかということです。事件が起きているその場には、被害者、加害者の他にはいなかったということでございます。

なぜ今和解になったのかということですが、こちらですね、昨年５月に請求があって、８月に町が弁護士に依頼をしまして話合いが始まりまして、話合いの内容がまとまってきたということで、今になってしまったということでございます。

金額についてですが、２００万円ということですが、こちらについては町側の弁護士より類似の事案を参考にすると妥当な額であると報告を受けてございます。

以上でございます。

○９番【勝山修輔君】　それで、医療処置があったのかなかったのか答えてないよ。

○議長【稲川　洋君】　どうぞ。
○教育総務課長【佐藤史久君】　病院のほうにはかかってございます。
○９番【勝山修輔君】　金額が分かるなら。
○教育総務課長【佐藤史久君】　かかった医療費の金額については把握してございません。
○９番【勝山修輔君】　日にちは。
○議長【稲川　洋君】　勝山議員に申し上げます。全員協議会の席上、被害者、加害者が類推できるような質問はやめましょうということをお話ししましたよね。ですから、あくまでも些細なことについては、些末なことについては、質問をやめてください。勝山修輔君。
○９番【勝山修輔君】　それじゃ、一つ。弁護士からの回答があったんですが、守秘条項というのがあるそうです。これには「みだりに」という条文がつきます。しかし、これに被害者、加害者がいるものをなぜ司法権も、それから捜査権もない人が調べて弁護士になぜできたのかということを物すごくここに書いてあります。読んでみると、自治体の問題であると思われるが、示談の金をするのは町税です。示談の前に金銭的な議決がないのにここで和解金の話が出てきました。この「みだりに」という言葉が条文の中に入っているのに、この案件は関係しないとここに書いてあります。ですから、私が何度も言うように、うちの顧問弁護士と相手の弁護士以外に聞いたほうがいいですよというふうにして聞いたのです。伝えましたね。私も弁護士にこの案件のことをどうしてこうなるんだということを聞いた答えです。司法権もない、捜査権もない人間がどうしてこれを弁護士に説明できたのかということが不思議なことだと言っているわけね。２人しか教室にいなかったというのは、誰も証人がいない、子供の言ったことがそのままこの和解金につながっていくということはおかしいと言っているわけ。ですから、教育委員会でも教育者でも、捜査権も司法権もない人間が、被害者と加害者がいるものに関係してはならないということなんです。何でこれ関係したんですか。町の敷地内にあったら、みんな関係しなきゃいけないんですか。被害者と加害者がいるということは、当人同士がやったことです。なぜ学校が責任を持つんですか。そこのところをはっきりしないと、これを賛成する議員がいるでしょう、多分、委員会で。そしたら、その人たちは何を根拠に賛成したんだって、答えられますか。
　被害者と加害者がいて、捜査権も司法権もない人間がどうして調べられるんですか。まして、今先ほどには教室に２人しかいなかったという。当事者、加害者と被害者しかいないのに、なぜ教育者が分かるんですか。どうやって調べたんですか。どうやって聞いたんですか。はっきり答えてください。
○議長【稲川　洋君】　教育総務課長。
○教育総務課長【佐藤史久君】　今回の和解でございますが、こちらについては、事故が起きた場所が小学校であったため、そこで事故を予想し、防ぐことができたのではないかということが争いの点になってございまして、そちらのほうで和解となってございまして、被害児童が受けた暴力行為そのものについては、加害者と被害者の間で交渉が行われていると聞いてございます。この案件については、警察も関与してございます。
　以上でございます。
○議長【稲川　洋君】　勝山修輔君。
○９番【勝山修輔君】　捜査権も司法権もない人がどうやって聞き取りをして、聴取する中で暴力事件

があったとすれば、簡単な話、殴った人と殴られた人がいる、両方で殴ったのかは分からないでしょう。それで学校の教室の中だって、たった２人でやったことだという。なぜ学校が２００万円の示談金をどなたに払うんですか。両方に１００万円ずつ払うんですか。それとも、１人の人に２００万円払うんですか。それすらも明快にしないで、どうやってこの事件を知り得たんですか、町は。なぜその場で警察に言って、被害者と加害者がいるんだから、あなたたちじゃなく司法に任せたらいいじゃないですか。それで町が責任を負わなきゃなんないということがあったならば、そのときに町は弁護士を使って対応するべき。そして、被害者も加害者も、弁護士２人で戦って、町の弁護士と３人でやったんですか。どっちなんですか、これだけはっきり言ってください。

○議長【稲川　洋君】　教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】　今回の事故については、警察が入って聞き取り等も行われてございます。今回の見舞金の支払いにつきましては、被害児童に対し支払うものでございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　他、質疑ありませんか。７番、志鳥勝則君。

○７番【志鳥勝則君】　この議案書の中に、学校側の安全配慮義務ということでありますけども、常に学校側では校内での安全配慮ということについてはどのように心がけて児童たちの学校生活を善良なものに維持しているかということで、学校側の安全配慮というものはどう執り行っているかということをお聞きしたいと思います。

○議長【稲川　洋君】　教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】　学校側としては、日常的にいろいろな学校での事故が起こらないように、例えば遊具の点検であるとか、そういうような事故の起こらないような点検、日常的な見回り等を行ってございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　７番、志鳥勝則君。

○７番【志鳥勝則君】　私たちが小学校の頃のような児童生徒の感覚と私、今はもう随分違っていると思います。それで、このようなことがこれから先も起こらないとは限らないということを念頭に置きながら、今後、学校側の校庭内での、学校内でもそうなんですけども、十分子供たちに道徳というふうなものを認識させておいてもらいたいなというふうに思います。そういうことを願いまして、私の質問とさせていただきます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　教育長。

○教育長【増渕　忍君】　ただ今議員から御質問等がございましたとおり、学校はやはり安全な教育活動を実施する場でございます。また、小学生、中学生とも未成熟な子供たちでありますので、その子たちが安全に生活できるような場であるということは、これは必ず維持しなければならないものであると考えております。今回の事案もまた、新たなスマートフォン等による問題等、いろいろなものが発生する可能性がございますが、そのようなものから子供たちをしっかり守れるように、学校とともに協力して進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長【稲川　洋君】　他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【稲川　洋君】　日程第１３、議案第８０号「上三川ふれあいの家ひまわりの指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今上程になりました議案第８０号「上三川ふれあいの家ひまわりの指定管理者の指定について」、御説明いたします。

本案件は、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの期間、上三川ふれあいの家ひまわりを管理運営する指定管理者として、社会福祉法人こぶしの会を指定するもので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川　洋君】　提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【稲川　洋君】　日程第１４、議案第８１号「上三川町こども発達支援センターの指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今上程になりました議案第８１号「上三川町こども発達支援センターの指定管理者の指定について」、御説明いたします。

本案件は、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までの期間、上三川町こども発達支援センターを管理運営する指定管理者として、社会福祉法人こぶしの会を指定するもので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川　洋君】　提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

なお、質疑の後、本議案についても、お手元の付託案件一覧表のとおり所管の委員会に付託いたします。

質疑ありませんか。１２番、稲見敏夫君。

○１２番【稲見敏夫君】　この利用者は今何人ぐらいいるのかとですね、あと５年間の指定管理料をお願いします。

○議長【稲川　洋君】　執行部の答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】　ただ今の御質問についてお答えいたします。

指定管理料でございますが、５年間で、年３００万円でございますので１，５００万円になります。また、利用者でございますが、令和６年度の実績でございますが、３月末の契約者数で６９人となってございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長【稲川　洋君】　会議途中ですが、ここで１５分間休憩いたします。

午前１０時４８分　休憩

午前１１時００分　再開

○議長【稲川　洋君】　休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川　洋君】　ここで１０番、津野田重一議員から、体調不良のため早退する旨、申出があり、許可いたしましたので、皆さんに御報告いたします。

日程第１５、議案第８２号「令和７年度上三川町一般会計補正予算（第４号）」から日程第２１、議案第８８号「令和７年度上三川町下水道事業会計補正予算（第２号）」までの７議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

（町長　星野光利君　登壇）

○町長【星野光利君】　ただ今上程になりました議案第８２号から議案第８８号までを一括して御説明いたします。

まず、議案第８２号「令和７年度上三川町一般会計補正予算（第４号）」について御説明いたします。

今回の補正予算は、物価高騰が今後も進むことを見越し、公共施設照明器具ＬＥＤ化を前倒しして予算化いたしました。また、障害者自立支援給付費の増加などの当初予算に見込むことができなかった事案及び事業について増額するほか、事業が確定した、又は確定見込みにある既存予算の組替え等を行うことで、効率的な予算配分となるよう配慮し、編成しております。

歳入について、主なものといたしまして、町税では、町民税及び固定資産税を増額補正いたします。

国庫支出金では、障害者自立支援給付費を増額補正いたします。

県支出金では、国庫支出金と同様に、障害者自立支援給付費を増額補正いたします。

財産収入では、財政調整基金の利子を増額補正いたします。

寄附金では、ふるさと応援寄附金を増額補正いたします。

繰入金では、財政調整基金繰入金を減額補正いたします。

町債では、公共施設照明器具ＬＥＤ化事業に対し増額補正いたします。

続いて、歳出について、主なものといたしまして、総務費では、公共施設照明器具ＬＥＤ化事業に対し、増額補正いたします。

民生費では、障害者自立支援給付費を増額補正いたします。

衛生費では、クリーンパーク茂原等廃棄物処理負担金を減額補正いたします。

農林水産業費では、物価高騰対策農業者支援事業交付金を減額補正いたします。

商工費では、中小企業事業資金融資信用保証料を増額補正いたします。

土木費では、公園管理費を増額補正いたします。

消防費では、防火水槽等の撤去費を増額補正いたします。

教育費では、小中学校の消防設備の改修費を増額補正いたします。

公債費では、地方債元利償還金額の確定見込みにより減額補正いたします。

更に、各款において、職員構成の変動や人事院勧告等に伴いまして、人件費についてそれぞれ補正いたします。

この結果、歳入歳出予算の総額を４億１，９６１万円増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を１６０億３，９７３万５，０００円とするものでございます。

また、債務負担行為を第２表のとおり、地方債を第３表のとおり補正いたします。

次に、議案第８３号「令和７年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）」について御説明いたします。

今回の補正予算は、歳入では、子ども・子育て支援事業費補助金の増額及び一般会計繰入金の減額、歳出では、職員の会計間の異動等に伴う職員給与費の減額や国保賦課システムの改修費の増額等で、歳入歳出予算の総額を１５万４，０００円減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を２９億９，１３５万３，０００円とするものでございます。

次に、議案第８４号「令和７年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）」について御説明いたします。

今回の補正予算は、主に人事院勧告及び職員の会計間の異動等に伴う職員給与費等の増額で、歳入歳出予算の総額を４３８万３，０００円増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を２４億７，０９４万３，０００円とするものでございます。

次に、議案第８５号「令和７年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」について御説明いたします。

今回の補正は、歳入では、子ども・子育て支援事業費補助金及び一般会計繰入金の増額、歳出では、職員の会計間の異動等に伴う職員給与費や後期高齢者医療システムの改修費の増額等で、歳入歳出予算の総額を５００万円増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を３億８，９４０万６，０００円とするものでございます。

次に、議案第８６号「令和７年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）」について

御説明いたします。

今回の補正予算は、職員構成の変動等に伴う職員給与費の減額で、歳入歳出予算の総額を４７４万１，０００円減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を３億２，９２５万９，０００円とするものでございます。

次に、議案第８７号「令和７年度上三川町水道事業会計補正予算（第１号）」について御説明いたします。

収益的支出における増額補正５８万７，０００円の主な内容は、人事院勧告に伴い人件費を補正するものでございます。

次に、議案第８８号「令和７年度上三川町下水道事業会計補正予算（第２号）」について御説明いたします。

今回の補正予算は、主に、新設家屋等の増加に伴う下水道事業受益者負担金と、それに関連して見込まれる前納報奨金をそれぞれ増額補正するものでございます。

以上で各補正予算の説明を終わります。なお、詳細につきましては所管課長より説明させていただきますので、慎重審議の上、可決くださいますようお願いいたします。

○議長【稲川　洋君】　続きまして、所管課長の説明を求めます。税務課長。

○税務課長【信夫一行君】　それでは、議案第８２号「令和７年度上三川町一般会計補正予算（第４号）」について御説明いたします。

補正予算書の１２、１３ページを御覧ください。２、歳入から御説明いたします。第１款町税、第１項町民税、１目個人３，２００万円の減額補正につきましては、納税義務者数や総所得金額等が当初の見込みより減少することによるものでございます。次に、２目法人１億１，３００万円の増額補正につきましては、企業の申告による法人税割額が当初の見込みより増加することによるものでございます。

次に、第２項１目固定資産税７，４００万円の増額補正につきましては、主に償却資産に係る税額が当初の見込みより増加することによるものでございます。

次に、第３項軽自動車税１目環境性能割２６３万７，０００円の増額補正につきましては、軽自動車の登録件数等が当初の見込みより増加することによるものでございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　企画課長。

○企画課長【柴　光治君】　続きまして、第１４款国庫支出金、第１項国庫負担金、１目民生費負担金３，９５３万円の増額につきましては、１節社会福祉負担金で障害者自立支援給付費の増加によるものです。

次に、第２項国庫負担金、１目総務費補助金６４万７，０００円の増額は、人事院勧告に伴う人件費の増加に伴うものです。次に、２目民生費補助金、２節児童福祉費補助金３６３万円の増額は、主に子ども・子育て支援交付金で、やしお幼稚園が行っている一時預かり事業に対する助成に係る経費の３分の１を計上するものです。次に、３目衛生費補助金１節保健衛生費補助金１７万４，０００円の増額は、歯科疾患予防事業フッ素塗布になりますが、補助率の変更によるものです。次に、教育費補助金、４節教育総務費補助金２１１万円の増額は、説明欄に記載がございますが、それぞれ補助金の額の確定によ

るものです。

次に、第１５款県支出金、第１項県負担金、１目民生費負担金、１節社会福祉費負担金１，９７６万５，０００円の増額につきましては、国庫負担金のところで説明しましたが、給付費の増加によるものです。

次に、第２項県補助金、２目民生費補助金、２節児童福祉費補助金３２０万４，０００円の増額は、先ほど国庫負担金の補助金のところで説明しましたが、やしお幼稚園の助成に係る経費の３分の１を補助金として計上するものです。次に、７目教育費補助金、３節社会教育費補助金１３６万６，０００円の減額、４節保健体育費補助金９４万３，０００円の増額につきましては、補助金の額の確定によるものです。

次に、第１６款財産収入、１４、１５ページをお開き願います。第１項財産運用収入、２目利子及び配当金１万７，０００円の増額は利率の改定によるものです。

次に、第１７款第１項寄附金、２目指定寄附金６７万６，０００円の増額は、明治安田様からの寄附金で、予算額を７２万６，０００円とするものです。なお、給付額については７２万５，７００円でございます。次に、３目ふるさと応援寄附金１，０００万円の増額は、ふるさと納税増加見合い分を増額するものです。

次に、第１８款繰入金、第２項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金１億７，６８５万７，０００円の減額につきましては、今回の補正予算に伴う財源調整でございます。

次に、第２１款第１項町債、１目総務債３億５，４１０万円の増額は、内訳につきましては、庁舎大規模改修事業において、当初全て充当率が７５％の一般事業債の借入れを予定しておりましたが、一部借入れメニューを見直し、ＬＥＤ改修に関わる事業費見合い分を充当率が９０％の脱炭素化推進事業債の借入れとするため、増額を行うものです。次に、公共施設照明器具ＬＥＤ化事業につきましても、脱炭素化推進事業債の借入れを行うものでございます。３目土木債５４０万円の増額につきましては、事業費の増加見合い分として計上するものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

○議長【稲川　洋君】　総務課長。

○総務課長【星野和弘君】　続きまして、歳出予算の御説明をさせていただきますが、各予算科目での説明に入ります前に、補正予算給与費明細書の御説明をさせていただきます。３４ページを御覧ください。なお、給与費関係の補正予算につきましては、ここで一括して説明をさせていただき、各予算科目の中での給与費関係の内容説明は省略いたしますので御了承いただきたいと思います。

１の特別職についてでございますが、表の下段、比較の欄を御覧ください。長等の通勤手当の増額は、人事院勧告に準じた改定を見込み、不足する額を増額するものでございます。

次に、３５ページを御覧ください。３５ページの一般職、（１）総括表ですが、表の下段、比較の欄を御覧ください。

初めに、職員数１人の増は、当初予算計上時より会計年度任用職員が１人増員したことによるものでございます。

報酬の３５０万３，０００円の増額は、会計年度任用職員の増員及び人事院勧告に準じた改定を見込

み、増額するものでございます。給料１，００２万６，０００円、職員手当１，２０１万円の増額は３６ページの（２）給料及び職員手当の増減額の明細に説明等がございますので、省略をさせていただきます。

以上で補正予算職員給与費明細書の説明を終わります。

続きまして、職員の給与を除く歳出補正予算について御説明いたします。１６、１７ページを御覧ください。第２款総務費、第１項総務管理費、１目一般管理費、７節報償費２１０万円の増額は、ふるさと納税寄附額の増加見込みによる返礼品分でございます。８節旅費２万２，０００円の増額は、会計年度任用職員の通勤手当でございます。１２節委託料４８万円の増額は、ふるさと納税寄附額の増加見込みによる中間業者への委託料でございます。１３節使用料及び賃借料の２３３万２，０００円の減額は、勤怠管理システムソフト購入により使用料が発生しなくなったものでございます。

以上でございます。

○議長【稲川　洋君】　地域生活課長。

○地域生活課長【沢邉　孝君】　続きまして、３目交通安全対策費、１４節工事請負費４９万５，０００円の増額は、カーブミラーの設置及び修繕に係る費用に不足額が生じたことにより増額するものでございます。続きまして、１８ページ、１９ページをお開きください。５目コミュニティー推進費、１２節委託料５０万６，０００円の減額は、明治コミュニティーセンターの空調改修工事に係る設計業務委託費用の額の確定によるものでございます。続きまして、１８節負担金、補助金及び交付金、補助金３８万９，０００円の増額は、大山四区自治会公民館が現在シロアリ被害により利用できない状況にあり、早急に修繕を要するため、それに対する補助金を増額するものでございます。

○議長【稲川　洋君】　企画課長。

○企画課長【柴　光治君】　続きまして、７目財政管理費、２４節積立金１万７，０００円の増額につきましては、利率の改定によるものです。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　建築課長。

○建築課長【星野敏克君】　続きまして、１２目施設管理費３億８，１５９万５，０００円の増額補正につきましては、１２節委託料の増額で、今後も見込まれる労務単価の引上げや建設資材等の高騰のため、公共施設照明器具ＬＥＤ化事業を前倒ししたことに伴い、増額するものでございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　住民課長。

○住民課長【髙橋文枝君】　続きまして、第３項１目戸籍住民基本台帳費、１１節役務費２万３，０００円及び１２節委託料６万円の増額は、庁舎改修に伴う窓口案内システムの導入に当たり、必要な光回線の設置及び利用に係る経費でございます。１３節使用料及び賃借料６万３，０００円の増額は、戸籍業務に係る文書量の削減として、電子書籍閲覧サービスに切り替えるため、その使用料を計上するものでございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】　続きまして、２０ページ、２１ページをお開きください。

第３款民生費、第１項社会福祉費、１目社会福祉総務費２，９２１万３，０００円の減額補正につきましては、主に、国の物価高騰対応による令和６年度の住民税非課税世帯への低所得者支援給付金支給事務における額の確定に伴うものでございます。１節報酬１５２万３，０００円の減額、また３節職員手当等のうち、会計年度任用職員手当７２万５，０００円の減額及び８節旅費８万２，０００円の減額は、いずれも給付事務に携わる会計年度任用職員分の額の確定によるものです。１１節役務費６８万１，０００円の減額は、支給事務の郵送料及び手数料でございます。１８節負担金、補助及び交付金２，７６４万円の減額は、事業確定に伴う給付の減額でございます。

次に、２目障害者福祉費、１２節委託料２１万２，０００円及び１９節扶助費７，９０６万３，０００円の増額補正は、障がい者サービス利用人数の増加に伴う自立支援給付費支払い審査及び給付費を増額するものです。

続きまして、５目老人福祉費、１３節使用料及び賃借料の２万円の減額補正は、敬老会事業の事業費確定に伴うバス借上料を減額するものでございます。

その下の２７節繰出金５３６万４，０００円の補正は、各特別会計の人件費補正等に伴う一般会計からの繰出金の補正でございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】　続きまして、第２項児童福祉費、１目児童福祉総務費、１４節工事請負費８６万９，０００円の増額補正は、北小学校において、現在物置として使用している教室を来年度から北小学童クラブ第３教室として使用するため、置いてある机や椅子を収納する倉庫を設置する費用でございます。１７節備品購入費２２９万６，０００円の増額補正は、北小学童クラブ第３教室及び坂上小学童クラブ第２教室開設に必要なフローリングマットやロッカー等の備品購入の費用でございます。

次に、３目子ども・子育て支援費、１８節負担金、補助及び交付金７６６万４，０００円の増額補正は、やしお幼稚園が現在実施している一時預かり事業について、活用する補助金の変更を行うため、計上するものです。

続きまして、第４款衛生費、第１項保健衛生費、７目母子衛生費、１２節委託料９９万円の増額補正は、妊婦支援給付関係の自治体間情報連携に対応するためのシステム改修費になります。２２節償還金、利子及び割引料１５６万円の増額補正につきましては、令和６年度、出産子育て応援交付金等の額確定に伴い、国に補助金の一部を返還するものです。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　地域生活課長。

○地域生活課長【沢邉　孝君】　続きまして、２４ページ、２５ページをお開きください。

続きまして、９目環境衛生費、１８節負担金、補助及び交付金のうち負担金２３万８，０００円の増額は、芳賀地区広域行政事務組合の斎場において、斎場火葬炉の作業室天井補修工事の際にアスベストの除去工事を急遽実施することに伴いまして、負担金に不足が生じたため増額するものでございます。

第２項清掃費１目清掃総務費、１８節負担金、補助及び交付金のうち補助金８万５，０００円の増額は、生ごみ処理機等設置費補助金が当初の見込みより申請件数が増えたため増額するものでございます。

続きまして、２目塵芥処理費、１８節負担金、補助及び交付金のうち負担金１，２９０万４，０００円の減額は、クリーンパーク茂原焼却施設等の負担金の額の確定によるものでございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】　続きまして、第６款農林水産業費、第１項農業費、ページ替わりまして２６、２７ページを御覧ください。３目農業振興費、１８節負担金、補助及び交付金の２９０万円の減額につきましては、９月末日で受付を終了しました物価高騰対策農業者支援事業の事業費確定見込みによる補正でございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　商工課長。

○商工課長【保坂武志君】　続きまして、第７款第１項商工費、２目商工振興費、１８節負担金、補助及び交付金の１８９万円増額につきましては、町制度融資利用者の増加に伴い、栃木県信用保証協会への負担金を１９万円、信用保証料の補助を１７０万円それぞれ増額するものとなります。

第７款に関する御説明は以上となります。

○議長【稲川　洋君】　都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】　続きまして、２８、２９ページを御覧ください。第８款土木費、第４項都市計画費、２目公園管理費の２１２万３，０００円の増額につきましては、１４節工事請負費で上三川城址公園のあずまやの修繕費でございます。当該施設につきましては、柱の傷みが著しく、現在使用中止としておりますが、早期の復旧を図るため補正するものでございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　総務課長。

○総務課長【星野和弘君】　続きまして、第９款第１項消防費、３目消防施設費、１４節工事請負費１９６万９，０００円の増額は、地権者要望による防火水槽の撤去費用でございます。

以上でございます。

○議長【稲川　洋君】　教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】　続きまして、３０、３１ページを御覧ください。第１０款教育費、第１項教育総務費、１目教育委員会費、２１節補償、補填及び賠償金２００万円の増額は、学校事故の和解による見舞金のための費用でございます。

続きまして、第２項小学校費、１目学校管理費、１４節工事請負費６５１万４，０００円の増額は、小学校の消防設備の改修のための費用でございます。

次に、第３項中学校費、１目学校管理費、１４節工事請負費５３万９，０００円の増額は、中学校の消防設備の改修のための費用でございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷　昇君】　続きまして、３２、３３ページをお開きください。

第５項保健体育費、１目保健体育総務費、補正額８万２，０００円の減額は、１０節需用費で年２回印刷、発行しているスポーツ推進委員だよりを「広報かみのかわ」内に掲載することに変更したことに伴い、不要となったことから減額するものでございます。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　執行部の答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長【佐藤史久君】　続きまして、４目給食センター費、１０節需用費１０７万９，０００円の増額は、調理用設備等の修繕のための費用でございます。その下、１２節委託料１５０万８，０００円の増額は、米飯給食の炊飯代の値上がりにより１４３万４，０００円、職員の細菌検査代の値上がりにより７万４，０００円の増額となります。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　企画課長。

○企画課長【柴　光治君】　続きまして、第１２款第１項公債費、１目元金６，２２２万１，０００円の減額、２目利子１，０３９万１，０００円の減額は、額の確定見込みによりそれぞれ補正するものでございます。

歳出の説明については以上となっております。

次に、ページお戻りいただきまして６ページを御覧ください。６ページです。

第２表繰越明許費補正、追加でございます。

第７款第１項商工費で、自動車購入費助成金１，９６０万円につきまして、事業を継続するため、繰越明許するものでございます。

次に、第３表地方債補正、追加でございます。公共施設照明器具ＬＥＤ化事業で限度額を３億４，３４０万円とするものです。

次に、地方債補正、変更でございます。１の庁舎大規模改修事業と４の道路新設改良事業で、記載のとおり、変更前の限度額を変更後の限度額に改めるものでございます。

以上で、「令和７年度上三川町一般会計補正予算（第４号）」の説明を終わります。

○議長【稲川　洋君】　住民課長。

○住民課長【髙橋文枝君】　続きまして、議案第８３号「令和７年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）」につきまして御説明いたします。

補正予算書の１２、１３ページをお開きください。２の歳入から御説明いたします。

第４款国庫支出金、第１項国庫補助金、４目子ども・子育て支援事業費補助金１３２万円は、令和８年４月から始まる子ども・子育て支援金制度に係るシステム改修費等の補助金を増額するものでございます。

第６款財産収入、第１項財産運用収入、１目利子及び配当金４，０００円は、預金利率の上昇に伴う基金の利子収入を増額するものでございます。

第７款第１項繰入金、１目一般会計繰入金１４７万８，０００円の減額は会計間の職員構成員の変動等による人件費の補正でございます。

次の１４、１５ページをお開きください。３の歳出について御説明いたします。

第１款総務費、第１項総務管理費、１目一般管理費の１４７万3,０００円の減額のうち、１節報酬から４節共済費までは給与改定や職員構成の変動等によるものでございます。８節旅費は県の国保運営協議会が実施する優良保険者の視察研修における随行職員分で、公用車使用により集合場所までの交通費が不要となったため、減額するものでございます。

第２項町税費、１目賦課徴収費１３２万円の増額は、１２節委託料で令和８年４月から始まる子ども・子育て支援金制度に係る国保賦課システムの改修費でございます。第３項１目運営協議会費、８節旅費５,０００円の減額は、一般管理費でも御説明した優良保険者視察研修における不要となった交通費分で協議会長分でございます。

第８款積立金、第１項基金積立金、２目高額療養費等資金貸付基金積立金４,０００円は、預金利率の上昇に伴い増額するものでございます。

以上で第８３号「令和７年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）」の説明を終わります。

○議長【稲川　洋君】　健康福祉課長。

○健康福祉課長【海老原昌幸君】　続きまして、議案第８４号「令和７年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）」について御説明いたします。

補正予算書の１２、１３ページをお開きください。２の歳入から御説明いたします。

第７款繰入金、第１項一般会計繰入金、５目その他一般会計繰入金４９２万2,０００円の増額補正は、職員構成の変動等によるもので、第２項基金繰入金、１目介護給付費準備基金繰入金の５３万9,０００円の減額補正につきましては、介護予防教室の事業確定等による減額でございます。

続きまして、３の歳出について御説明いたします。ページは１４、１５ページをお開きください。

第１款総務費、第１項総務管理費、１目一般管理費の１節報酬１２万5,０００円の増額補正から４節共済費までの補正につきましては、会計年度任用職員の給与改定や職員の会計間の異動によるものです。

第３項介護認定審査会費、２目認定調査等費、１節報酬５１万9,０００円及び３節職員手当等３万2,０００円の増額は、会計年度任用職員である介護認定調査員４人の給与改定に伴うものでございます。

次に、第２款保険給付費、第１項介護サービス等諸費、７目居宅介護福祉用具購入費、１８節負担金、補助及び交付金１８万4,０００円の増額補正につきましては、入浴補助用具等の特定の福祉用具の申請増によるものでございます。

第３款地域支援事業費、第１項介護予防・日常生活支援相互事業費、１目介護予防・生活支援サービス事業、１２節委託料６９万3,０００円の減額補正は、介護予防教室における通所型サービスＣの事業確定に伴うものでございます。

２目一般介護予防事業、７節報償費３万円の減額補正は、一般介護予防事業のシニア応援教室の事業内容の確定に伴い、医師謝礼を減額するものです。

次に、補正予算書１６、１７ページをお開きください。第２項１目包括的支援事業等費、１節報

酬１０万６，０００円及び３節職員手当等の３万５，０００円の増額補正につきましては、会計年度任用職員である福祉業務嘱託員１人の人事院勧告による給与改定に伴うものでございます。

以上で、議案８４号「令和７年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）」の説明を終わります。

○議長【稲川　洋君】　住民課長。

○住民課長【髙橋文枝君】　続きまして、議案第８５号「令和７年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」につきまして御説明いたします。

補正予算書の１２、１３ページをお開きください。

まず、２の歳入につきましては、第３款繰入金、第１項一般会計繰入金、１目事務費繰入金で１９２万円の増額は会計間の職員構成の変動等による人件費の補正でございます。

第６款国庫支出金、第１項国庫補助金、１目子ども・子育て支援事業費補助金３０８万円は、令和８年４月から始まる子ども・子育て支援制度に係るシステム改修費等の補助金を増額するものでございます。

次の１４、１５ページをお開きください。

３の歳出では、第１款総務費、第１項総務管理費、１目一般管理費１９２万円の増額のうち、２節給料から４節共済費までは、給与改定や職員構成の変動等によるものでございます。１２節委託料６万１，０００円の減額は、重複服薬者等訪問指導等支援事業で、本年度は委託から既存システムの活用に変更したため、減額となったものでございます。第２項徴収費、１目賦課徴収費、３０８万円の増額は、１２節委託料で令和８年４月から始まる子ども・子育て支援金制度に係る後期高齢者医療システムの改修費でございます。

以上で、議案第８５号「令和７年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」の説明を終わります。

○議長【稲川　洋君】　上下水道課長。

○上下水道課長【猪瀬保夫君】　続きまして、議案第８６号「令和７年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）」について御説明します。

補正予算書の１２、１３ページをお開きください。歳入につきまして、第３款第１項繰入金、１目一般会計繰入金１６４万円の減額は、職員給与費の減額に伴う一般会計からの繰入金の補正です。

第４款第１項１目繰越金３１０万１，０００円の減額は、６年度決算に伴う前年度繰越金の補正です。

１４、１５ページをお開きください。歳出につきましては、第１款農業集落排水事業費、第１項総務費、１目一般管理費４７４万１，０００円の減額は、職員構成の変動に伴う職員給与費の減額と２６節公課費における６年度消費税の確定申告に伴う７年度の消費税の中間申告額の増額によるものです。

以上で、議案第８６号「令和７年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）」の説明を終わります。

続きまして、議案第８７号「令和７年度上三川町水道事業会計補正予算（第１号）」について御説明いたします。

補正予算書の１０、１１ページをお開き願います。補正予算参考資料により御説明します。

収益的収入及び支出の支出になります。第１款水道事業費用、第１項営業費用、５目総係費５７万１，０００円の増額につきましては、人件費で、人事院勧告に伴うものでございます。

次に、第２項営業外費用、１目支払利息及び企業債取扱諸費１万６，０００円の増額については、企業債支払利息の確定に伴うものでございます。

ページを戻りまして、補正予算書の１ページをお開き願います。第３条になりますが、人件費の補正に伴い、予算第７条の職員給与費を補正するものでございます。

以上で、議案第８７号「令和７年度上三川町水道事業会計補正予算（第１号）」の説明を終わります。

続きまして、議案第８８号「令和７年度上三川町下水道事業会計補正予算（第２号）」について御説明します。

補正予算書の８、９ページをお開きください。補正予算参考資料により御説明します。収益的支出につきまして、第１款下水道事業費用、第１項営業費用、３目業務費６６万４，０００円の増額は、今後見込まれる受益者負担金の前納報奨金について増額いたします。

続いて、資本的収入及び支出のうち、収入につきまして、第１款下水道事業収入、第６項負担金、１目受益者負担金及び分担金１９２万８，０００円の増額は、新設家屋等の増加により、下水道事業受益者負担金の増額を見込むものでございます。

次に、資本的収入及び支出のうち支出につきまして、第１款下水道事業支出、第１項建設改良費、１目公共下水道事業費６６万３，０００円の増額は、今年度の人事院勧告に伴います人件費の増額を計上したものです。

ページを戻りまして、補正予算書２ページをお開きください。第４条につきまして、人件費の補正に伴い、予算第９条の職員給与費を補正するものです。

以上で議案第８８号「令和７年度上三川町下水道事業会計補正予算（第２号）」の説明を終わります。

○議長【稲川　洋君】　提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから順次、採決いたします。

まず、議案第８２号「令和７年度上三川町一般会計補正予算（第４号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川　洋君】　起立多数です。したがって、議案第８２号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第８３号「令和７年度上三川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川　洋君】　起立全員です。したがって、議案第８３号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第８４号「令和７年度上三川町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川　洋君】　起立全員です。したがって、議案第８４号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第８５号「令和７年度上三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川　洋君】　起立全員です。したがって、議案第８５号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第８６号「令和７年度上三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川　洋君】　起立多数です。したがって、議案第８６号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第８７号「令和７年度上三川町水道事業会計補正予算（第１号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川　洋君】　起立全員です。したがって、議案第８７号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第８８号「令和７年度上三川町下水道事業会計補正予算（第２号）」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長【稲川　洋君】　起立全員です。したがって、議案第８８号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第４６条第１項の規定により、常任委員会に付託しました議案第７０号から議案第８１号までについては１２月５日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【稲川　洋君】　異議なしと認めます。したがって、議案第７０号から議案第８１号までについては１２月５日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

○議長【稲川　洋君】　本日はこれで散会といたします。

なお、明日、１１月２９日から１１月３０日は休会とし、１２月１日は午前１０時から一般質問を行います。お疲れさまでした。

午前１１時５０分　散会